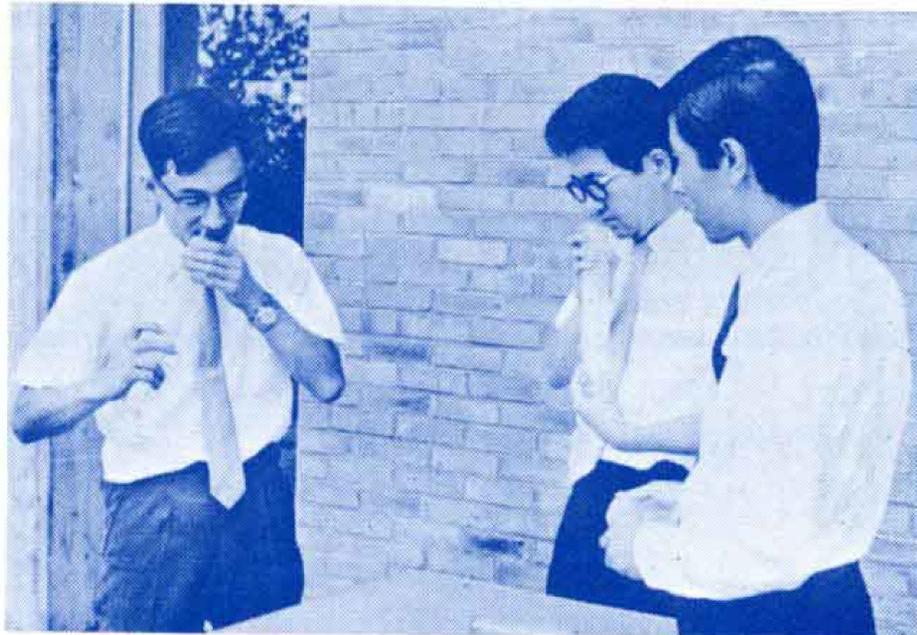


# 富士市の悪臭の原因は サルファイド系の臭気



【悪臭の原因を調べる「悪臭パネル」】

来年5月から国の悪臭防止法の規制基準が設けられ、工場、事業所、人の活動にともなう発生する各種の臭気物質が規制されることになりました。

このため厚生省では、基礎資料をつくるため臭気に代表される富士市を選んで実態調査を行ないました。今回の調査は紙、パルプ工場を中心に行ない、排出された悪臭物質が、どんな成分で、どの範囲に影響があらわれるかを調べました。

調査したのは、元吉原、依田橋、原田など市内でも悪臭のひどい地点6カ所で8月4日から3日間、機械分析と官能テストを行ないました。機械分析は空気を濃縮し、悪臭物質と濃度を検出します。官能テストは、悪臭パネル（悪臭鑑定員）が実際に鼻でにおいをかいで、そのにおいが何倍の空気で希釈され、臭気として

感じられなくなるかを調べました。

この結果、市内の悪臭物質の主成分はメルカプタン系、サルファイド系、脂肪系、含窒素系があり、特に硫化水素などサルファイド系の臭気が問題であることがわかりました。また、官能テストは、環境における空気は500倍から1000倍に希釈しないと、臭気として残ることもわかりました。

この調査結果は、厚生省の委託を受けた日本環境センターがさらに分析し、市内の悪臭をどの程度に押さえることが望ましいかを検討することになっています

今回の厚生省調査に引続き、8月上旬から発生源を中心とした悪臭調査を通産省で実施します。また、市公害課でも悪臭防止に関する体制を整備するため、悪臭分析装置（ガスクロマトグラフ）、悪臭実態調査員、悪臭濃縮装置などを置き市内の悪臭の実態を調べるとともに、今後の対策を立てます。

# 市の標準小作料がきまる

富士市標準小作料がこのほど決まりました。

昨年10月農地法の一部が改正されたのにもとない、これから新しく農地を小作

する場合には「標準小作料」によって、小作料金を決めていただくことになりました。

この標準小作料は、市農業委員会が今

年の1月小作料協議会を結成して以来、半年にわたり調査研究した結果決定したものです。標準小作料と土地の等級段階は次のとおりです。

### ■等級段階

田、畑とも上・中・下の3段階。特殊畑（茶園、果樹園など）は未定。  
※土地の等級段階は地域によつてそれぞれ異なりますが、大別すると図のとおりです。

### ■標準小作料（10アール当り）

田 上10000円 中8000円 下5700円  
畑 上 7000円 中6000円 下5000円  
※なお、この標準額に対して、それぞれ上下20%の調整することができることになっています。

この標準額より不当に高い場合には、農業委員会が適正な価格にするように勧告します。

なお、農地法改正前（45年9月30日以前）に契約してあつた小作地については、従来の小作料統制額によつて小作料が支払われるので、間違いのないようお願いいたします。

標準小作料についてくわしく知りたい人は市農業委員会事務局（市役所5階電話51-0123内線406~408）へお問い合わせください。

## 土地評価額図

